

長野県佐久市そら発電所（仮称）事業に係る環境影響評価方法書に 対する佐久市長意見

意見内容

第1章【事業計画の概要】

- 1 P 4 5 事業の内容 5. 1 太陽光発電所建設に関する基本方針
(1) 自然環境との調和 ①造成による災害防止
災害は未然に防ぐことを責務としてあるが、想定外の災害により道路、河川等に影響を与えた場合の対応について示されたい。
- 2 P 5 5 事業の内容 5. 1 太陽光発電所建設に関する基本方針
(3) 地域との合意形成
本事業により災害の発生、動植物、生態系など様々な影響が与えられるが、周辺や下流で生活する住民の関心は高い。このことを自覚し、懸念される内容について対策・対応の詳細を準備書に明記のうえ、必要に応じて説明会開催や文書配布等により、住民への周知について最大限の努力をすること。
- 3 P 7～9 図1. 5-1 計画地位置図（広域）
5-2 計画地位置図（周辺）
写真1. 5-1 計画地位置図（空中写真）
事業実施区域計画地が示されているが、計画地のみを土地売買契約書又は賃貸借契約を締結し、事業を実施するのか。それとも、計画地外も土地売買契約又は賃貸借契約を締結するのか。前者、後者で市の対応が異なってくるため、その点を示されたい。
- 4 P 10 5. 4 事業の実施予定期間
「発電事業終了後は、太陽光パネル等を撤去した後、地域性樹種を用いて植林し、山林に戻す」とあるが、山林に戻った後の土地の所有について、事業者がそのまま所有し続けるのか、それとも新たに土地売買契約を締結するのかを示されたい。また、山林の整備を誰が行うのかも併せて示されたい。
- 5 P 16 表1. 5-4 主要施設の接続イメージ
発電終了後、太陽光パネルは撤去とあるが、地下埋設される送電線の発電事業終了後の扱いについても示されたい。
- 6 P 18 5. 5 事業の実施方法 (5) 施設計画 ②主要施設の概要
ア 太陽光パネル及びその架台
ソーラーパネル架台の杭は「約1.5mの貫入深さを基準として」とあるが、地盤は一律でなく、突風等により、飛散することのないよう、架台固定方法の検討が必要である。
架台の劣化や金属腐食することのないよう、架台の材質等を明示する必要がある。
- 7 P 23 (7) 工事計画 ③工事用車両の走行計画
県道138号香坂中込線先の市道について、工事用車両等の通行により、道路の構造や

交通状況に影響があるか調査し、影響ある場合は対策を示されたい。

- 8 当該地域は、高速道路における首都圏からの玄関口であり、当市さらには長野県を印象付ける重要な場所であることを十分認識し、イメージを低下させることのないよう計画すること。
- 9 計画が大規模であることから、上信越自動車道を走行する車両からの眺望を重要な景観資源と捉え、周辺環境との調和に十分配慮し、パネルが見えることが無いよう必要な措置を講じること。
- 10 送電のため県道138号香坂中込線等に地下埋設するにあたっては、周辺住民の生活道路であることから、工事による影響が最小限となるよう計画すること。

第2章【地域の概況】

- 11 P34 2.4環境保全についての配慮が必要な施設の状況 (2) 学校及び幼稚園等
工事車両が通学路を走行するおそれがあるため、児童等の通学の安全に配慮されたい。
- 12 P35 表2.2-12計画地及びその周辺の水源状況
計画地北側の湧水が水源となり、取水した水が東地配水池（香坂東地簡易水道）を経て東地地区（192人）に給水されているが、湧水が影響を受けた場合の代替措置が明記されていないため、準備書において記載されたい。
- 13 P69 ⑧水資源保全地域
東地水源（湧水）は、東地配水池（香坂東地簡易水道）を経て東地地区（192人）に給水されているが、今後水資源保全地域に指定された場合の問題点を示されたい。

第3章【環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法】

- 14 P163、164、168 2.6水質 2.7水象 2.10地形・地質
水質、水象、地形・地質に関しては、災害や住民への生活に密接に関係するため、重点化項目にするなど、詳細な調査、予測、評価を行うこと。
- 15 P163 2.6水質 表3.2-6(1) 水質：工事による影響
土地造成により地表の状況が変化したり、樹木の伐採に伴い土地を覆う植物の状況が変化すると、表土流出や地下に染みていく水質が変わることが考えられるが、環境要素に加えるべきではないか。
- 16 P163 2.6水質 表3.2-6(1) 水質：工事による影響
表3.2-6(2) 水質：存在・供用による影響
P166 2.8土壌汚染 表3.2-8(1) 土壌汚染：工事による影響
表3.2-8(2) 土壌汚染：存在・供用による影響
樹木の伐採に伴い、樹木が本来持つ浄化効果が弱くなることにより、水質や土壌への影響が考えられるが、環境要素に加えるべきではないか。

17 P166 2.8 土壌汚染 表3.2-8(2) 土壌汚染：存在・供用による影響
災害により太陽光パネルが破損し、含有物質の流出により、土壌が汚染されることが考
えられるが、環境要素に加えるべきではないか。

18 P168 2.10 地形・地質

表3.2-10(1) 地形・地質：工事による影響

表3.2-10(2) 地形・地質：存在・供用による影響

太陽光パネルの設置により、法面全体の安定性が懸念される。地震・暴風・降雪時等の
法面に与える影響などについて、十分に調査、予測、評価を行うこと。

19 P173 2.14 景観 表3.2-14(2) 景観：存在・供用による影響

「太陽光パネル等の交換・廃棄」の欄で景観に影響を与える要因はないと考えられると
ありますが、パネル故障時の交換に際し、色・デザイン等が変われば、景観に影響が出る
可能性がある。また、太陽光パネル廃棄後に植栽等がなされなければ景観に影響がある。

20 P220 3.12 景観 表3.3-12-3 現地調査地点（主要な眺望景観）

①②の高速道路調査地点は、地点ではなく区間として位置付け、調査・評価を行うこ
と。（例えば区間内100m毎に調査点を設けるなど、区間内の影響を的確に調査のこ
と）また、上記の区間としては「八風山トンネル」から「関伽流山トンネル」までとする
べき。

【その他】

21 工事期間中は、工事目的、工事期間、発電事業者名、発電事業者の連絡先、施工業者の
連絡先を表示し、苦情やトラブルが発生した場合は真摯に対応すること。

22 異常気象や地震等により、災害発生またはその恐れがある場合は、速やかに現地を確認
し、異常が発見された場合は、早急に対応すること。また、発電施設の敷地が原因で災害
が発生した場合は、市へ報告するとともに、速やかに災害復旧を行うこと。